

相談窓口担当者のための
「多文化」ってこういうこと

= 社会福祉 編 =

2018年2月

公益財団法人 愛知県国際交流協会

呼び寄せた家族が病気になってしまった！

医療費どうしよう。

短期滞在の医療保険について

相談者：中国人女性 対応者：病院の医療ソーシャルワーカー（MSW）



夫婦とも中国出身で、日本で子どもを出産しました。産後に子育てを手伝ってもらうため、母国から母親を呼び寄せました。母が日本に来てから体調を崩したため、病院に受診をしたところ、子宮がんの診断を受けました。母は日本で治療を受けたいと言っていますが、医療保険がなく、医療費が払えません。

慣れない土地、言葉が十分通じない中で出産、育児をしていくことは身体的、精神的な負担が大きいものです。そのため、一時的に母国から家族を呼び寄せ支援を受ける外国人は少なくありません。

このような理由などで日本にいる短期滞在の在留資格の人が、病気になったとき、支援者は次のようなポイントに気を付けながら相談対応をしましょう。



- ◆ 医療保険に加入できるかどうかは、在留資格によります。短期滞在の場合は、原則として加入できません。
未加入の人に対しては、在留資格や日本に滞在する家族の状況などを確認しましょう。
- ◆ 医療保険に加入出来ない場合は、自費対応となりますので、治療内容・期間等の確認を行い、医療費が自費でどのくらいかかるかを具体的に伝えましょう。
- ◆ 本人や家族が母国での治療を希望される場合には、帰国に向けた手続き（紹介状の準備や航空会社への問い合わせなど）についてもアドバイスしましょう。航空会社には、病状を伝えることはもちろんのこと、医療機器や内服薬の持ち込みなどができるかどうか等の相談も必要です。
- ◆ 育児サポートが得られないときは、地域の社会資源の利用を検討できるよう育児支援の情報について確認していきましょう。（→P.24）
- ◆ 必要に応じて医療通訳（→P.49）の活用を。

※ 医療ソーシャルワーカー（MSW）とは、保健医療機関において、社会福祉の立場から、患者やその家族の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行う人のことです。

在留資格が短期滞在の場合、医療保険はどうなるの？

短期滞在の資格で入国する人は、観光旅行者などが代表的ですが、日本にいる家族の元に遊びに来るなどの目的の人もあります。この場合、在留期間は、90日・30日・15日以内を単位として滞在許可が下り、延長申請の許可が下りる例もあるようです。

◆ 国民健康保険について

国民健康保険には加入要件があり、以下に該当する人は加入が困難です。

- ① 在留資格が短期滞在の人
- ② 在留期間が3か月以下の人

※ ただし、在留期間が3か月でも、在留資格が興行、技能実習、家族滞在、公用、特定活動（医療を受ける活動またはその人の日常の世話をする活動を指定されている場合を除く）の場合で、資料から3か月を超えて滞在すると認められる人は加入できます。

- ③ 在留資格が特定活動の人のうち、「医療を受ける活動またはその人の日常の世話をする活動」の人
- ④ 在留資格が特定活動のうち「観光、保養その他これらに類似する活動を行う18歳以上の人、またはその人と同行する外国人配偶者」の人

- ⑤ 在留資格が外交の人
 - ⑥ 不法滞在の人
 - ⑦ 日本と医療保険を含む社会保障協定(→P.44)を結んでいる国の人で、本国政府からの社会保険加入証明書(適用証明書)の交付を受けている人
- したがって、短期滞在の在留資格では、国民健康保険に加入することは一般的に困難です。

◆ 健康保険について

一方で、健康保険の扶養要件には、在留資格の指定がない場合があります。このため、日本で生活をしている家族が健康保険に加入している場合、健康保険の扶養に入れるかどうかを、勤務先や健康保険組合・年金事務所・協会けんぽ等へ問い合わせることが必要です。

また、健康保険に加入ができた場合でも、治療期間によっては、在留資格の変更・期間延長などを検討する必要性が発生します。短期滞在の在留資格の場合、健康保険に加入できなければ、医療費が全額自己負担となりますので、医療費が自費でどのくらいかかるのかを確認しながら、患者やその家族と支払方法について相談をし、分割払いができるかどうか医療ソーシャルワーカー(MSW)に相談するといいでしよう。

◆ 在留資格の変更は難しい

前述したように、短期滞在の在留資格では、医療保険に加入することが難しい場合が多く、医療費の支払いが課題になります。

その場合、医療保険に加入できるような在留資格への変更も検討できなくもありません。詳しくは入国管理局に相談していくこととなりますが、可能性がある資格としては特定活動があります。この特定活動は、日本への定着性が認められ、かつ、国籍国との関係が希薄になり、国籍国で生活することが極めて困難である場合が認められたときに許可されることがあります。

しかし、特定活動の在留資格を得られるのは、命にかかわるような緊急性が高い場合など条件が非常に厳しいため、取得は極めて難しく、一般的な方法とは言えません。

◆ 在留資格のない人の場合

在留資格がない人が医療機関へかかる際、基本的には全額自己負担となります。ただし、感染症予防法による勧告入院・措置入院や精神保健福祉法による措置入院など、公費負担が受けられる場合があります。



◆ 医療費の未払いについて

医療機関への医療費未払い問題は、外国人患者に限ったことではありません。諸々の事情により、医療費の自己負担分の支払いが難しかったり、そもそも医療保険料が払えずに無保険状態の人は、日本人外国人を問わずにいます。

そこで、厚生労働省は2007(平成19)年に、未収金問題に関する検討会を設置(2008(平成20)年に報告書取りまとめ)し、2009(平成21)年には医療機関未収金対策支援事業を創設するなど国も対策に取り組んでいます。

また、まだ全国的には整備されていませんが、地方自治体によっては「未収の医療費の一部を都道府県が補填する」という救済制度を設けています。

これらの背景からも早期に医療ソーシャルワーカー(MSW)が介入し、支払いができるかどうか、医療保険に加入できる状況なのかどうかなどの相談をしていくことが重要です。健康保険に加入している場合は、高額な医療費がかかりそうなときには、事前に限度額適用認定証を発行してもらっておくことも重要です。

◆ 健康保険証は退職日まで

会社の健康保険に加入されている人は、退職すると健康保険証を返却する必要があります。退職後も資格のない健康保険証を使い続けると、後日、医療費を返還しなくてはなりません。退職時には扶養家族分も含めて会社に返却するよう助言しましょう。

相談者：中国人女性 対応者：外国人相談窓口



夫とともに中国籍で、保育園の年少の娘がいます。保育園で発達の遅れを指摘されました。一生懸命子育てをしましたが、なかなか思うようにしつけもできません。どうしたら上手く育てられるのでしょうか。



この相談内容では、子どものどのような点が発達の遅れと指摘されたかなど、状況がよくわからない上、子育てに悩んでいるということは理解できても、この相談者がどうしたいのかよくわかりません。相談者の気持ちに寄り添いながら、次のことを確認し、対応しましょう。

- ◆ 保育園ではどのような様子なのか、どのように指摘されたのか？
- ◆ 思うようにしつけができないと思うのは、具体的にどういうことか？
- ◆ 相談者はどうしたいのか？ どうすれば安心なのか？

本当に問題あり？？

この事例の場合、本当に子どもの発達に問題があるかどうかを確認することが必要です。外国人の子どもの場合、言葉がわからないことで、知的障害や発達障害と周囲に勘違いされることがあります。集団生活において言葉が理解できないなどの環境により、集中力がなく、暴力的になるといった行動が現れることがあり、その様子が発達障害の症状と似ているため、障害があると思われることもあります。

また、夫婦とも中国籍なので、保育園の話が正確に伝わらなかったことも考えられますし、外国での子育てということで必要以上に不安になっているかもしれません。「子どもの発達段階は様々」ということを専門家から聞けば安心するかもしれませんし、同じ子育てをしている親同士で気軽に話せる場を紹介すれば不安がなくなるかもしれません。(→P.22)

相談者の意向を確認しながら、必要に応じて保育園や専門機関とも連携し、状況を把握することがまずは大切でしょう。

子どもの発達に心配があるときは

状況を確認した上で、やはり発達に心配がある場合は、保健センターや市区町村役場、児童相談所(→P.29)などに相談をしましょう。大切なのは、障害があるかないかではなく、その子どもにとってどのような対応が必要なのかをいろいろな方向から考えることです。適切な対応をすることによって、子どもの成長にも良い影響があります。保護者の思いも受け止めながら、「子ども自身が一番良い対応をすること」を一緒に考えるとよいでしょう。

子どもへの支援と同時に、親への支援も考えなければいけません。親が子どもの発達の遅れや偏りに気づかなかつたり、受け入れられなかつたりすることもよくあります。発達の遅れは、他の子どもと比較したり、一緒に遊ぶ中で発見されることが多いからです。また、外国人の子どもの場合、「ことばが通じないため」と決めつけられて、発達の遅れを見過ごされてしまうこともあります。

親が気がついていない段階で、子どもの発達の遅れを伝えることは非常に難しいです。障害の受け止め方は様々なので、伝え方によって保育士や教師などが話すことに誤解が生じることもあります。通訳を利用する場合特にそのリスクが高まるため、どのように伝えるかを通訳者と事前に打ち合わせをするとよいでしょう。

障害の受容

わが子に障害があるということを受け入れることは、その人の生き方や価値観などに大きく影響され、障害受容ができるか、どのくらい時間がかかるかなどは個人差が大きいです。

外国人の場合は、障害の受け止め方が、母国の障害者に対する考え方や宗教的な価値観などにも影響を受けることが多いです。例えば、受験戦争が熾烈な国で育ってきた親は、受験の成功が人生の成功という将来像が崩れることで将来を悲観してしまったり、診断名ばかり気にして情報に振り回されてしまったりすることがあります。国の背景も考慮に入れるとよいでしょう。(→P.84～93)

障害の告知は、基本的には医師が行いますが、そのタイミングや告知の仕方は医師の判断になります。告知された後も、これからの子どもの発達や成長に目を向けるよう、対応しましょう。

障害がある子どもの親への支援

障害がある子どもの親は、孤立しやすい傾向にあります。子どもへの接し方の悩みを抱えるだけでなく、他の子どもと比較して落ち込んでしまうこともあります。周囲の人たちに、子どもが落ち着きがなかったり暴力的な行動をしてしまったりすることが理解されにくく、公園などで他の子どもたちと一緒に遊ぶことが難しい場合もあるため、親同士の交流ができにくいといったこともあります。

そのため、保健センターで開催されている障害のある子どものための教室や療育機関の親子通園などで、障害のある子どもの親同士のつながりを作る取り組みがされています。また、市町村の相談支援機関に当事者の会などの紹介をしてもらうこともできます。しかし、外国人の場合は、言葉や文化の違いで、そういった場に参加しても、疎外感を持ってしまうことがあります。溶け込むまでは、通訳に同席をしてもらったり、専門職が間に入って配慮をしたりしましょう。

療育や障害福祉サービス

障害がある子どもは、市町村の支給決定をうけて児童発達支援、放課後等デイサービス(→P.58)などの療育を受けることができます。活用の方法については、相談支援機関と相談をして決めましょう。地域によっては、外国語の通じる放課後等デイサービスもあります(→P.107)。

また、家庭内で保護者だけでは介護が難しい場合などは、居宅介護などの障害福祉サービス(→P.58)を利用する方法もあります。ただし、利用できるかどうかは、子どもの障害状況だけでなく、家庭内の状況も勘案されます。個別に相談支援機関や市区町村の窓口にご相談をしてみましょう。



言葉や国がちがっても仲良くなれる！ 障害者スポーツ

障害者スポーツとは、それぞれの能力を活かして競技できるように、独自のルールが決められたスポーツです。障害の種類や程度は人によって違いますが、道具やルール、テクニックを工夫することでいろいろなスポーツをすることができるのです。

陸上や車いすテニス、7人制サッカーなど一般の競技のルールを変えて行われる競技、ボッチャやゴールボール(ともに球技)など障害者スポーツならではの競技もあります。

2020年の東京パラリンピックでは、新たな競技としてバドミントンとテコンドーが採用され、全22の競技が実施されます。パラリンピックだけでなく、デフリンピック、スペシャルオリンピックス、精神障害者バレーボール大会など様々な障害のある人に向けて、国内外で多くの大会が開催されています。

愛知県では、愛知県社会福祉協議会福祉生きがいセンター(障害者福祉・スポーツ部)が、名古屋市では、名古屋市障害者スポーツセンターが、障害者スポーツ教室や障害者スポーツ大会などを開催しています。また、愛知県内の障害者スポーツクラブ・サークルは愛知県社会福祉協議会福祉生きがいセンター(障害者福祉・スポーツ部)のホームページの障害者スポーツクラブ紹介で案内されています。